

薬生食監発 0330 第1号  
令和4年3月30日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)  
(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)

標記については、令和3年の地方分権改革に関する提案募集における提案「と畜場法第14条に規定される検査の一部簡略化に関する提案」への対応に関連して、令和3年12月28日付け薬生食監発1228第2号にて調査を依頼し、回答いただいたところです。

その結果をとりまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴自治体において公衆衛生獣医師の有効活用としての効果的かつ効率的なと畜検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保のための取組を検討する際の参考としてご活用いただきますようお願いいたします。

参考：令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(29) と畜場法(昭28法114)

と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあつては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課乳肉安全係  
電話：03-5253-1111 内線(2476)

## 公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査結果

### 1. と畜検査等の円滑な実施のための取組について

#### (1) と畜検査（現場における検査）について

調査対象であると畜場を所管する 78 自治体のうち、と畜検査のうち生体検査や枝肉検査等現場における検査（以下「現場検査」という。）を円滑にするための取組を実施している自治体は 51 自治体であった。

その内、35 自治体が検査結果入力システムを導入したタッチパネル等 I O T の利用をしていた。また、33 自治体が現場検査のいずれかに補助者（民間人（と畜場の従業員など）又はと畜検査員以外の自治体職員で、検査結果の記録など、と畜検査員の円滑な検査の実施を補助する者）を導入していた。

#### ア. I O T の利用について

具体的な取組内容としては、31 自治体がタッチパネルやタブレットを使用して現場検査結果を入力、記録するというもので、4 自治体が音声によるものであった。それらの取組の効果として、取組を行った自治体の全てが、検査結果の集計作業にかかる人員と時間の削減ができた（21 自治体）ことや、現場検査における情報共有や結果記録が容易になった等現場検査の効率化が図ることができた（8 自治体）ことなどの効果があったと回答した。一方で、27 自治体が、そのシステム改修や機器の維持にかかるコストや、現場環境を考えるとタッチパネル等機器の耐水性の面で不安があること、故障した場合の修理等の対応が求められることなどを課題として回答した。

#### イ. 補助者の導入について

現場検査において補助者を導入していたのは、33 自治体であった。補助者はと畜検査員の監督の下、業務を行っており、主な業務としては、検査結果の記録入力作業や内臓等の配置を変えるなどの検査補助等が挙げられた。

検査の各段階における、補助者導入自治体数や補助者業務の具体的な内容等は以下の表のとおりである。

なお、補助者の導入について、維持コストや技術習得に時間を要することが課題として挙げられた。

<補助者の導入について>

検査	自治 体数	具体的な業務内容 ( )内は導入自治体数。複数回答あり)	主な効果 ( )内は回答自治体数。複数回答あり)
生体 検査	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査結果の記録 (2)</li> <li>・ 検査時の対象動物の保定 (2)</li> <li>・ 検査時の対象動物の洗浄 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全で確実な検査の実施 (2)</li> <li>・ と畜検査員の負担軽減 (2)</li> </ul>
解体 前検 査	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査結果の記録 (2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ と畜検査員の負担軽減 (2)</li> </ul>
白物 検査	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内臓の配置変え等検査準備 (8)</li> <li>・ 検査結果の記録 (6)</li> <li>・ 検査保留とした内臓の確保等 (2)</li> <li>・ 検印の押印 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な検査時間の確保 (11)</li> <li>・ と畜検査員の負担軽減 (3)</li> </ul>
赤物 検査	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内臓の配置変え等検査準備 (9)</li> <li>・ 検査結果の記録 (7)</li> <li>・ 検査保留とした内臓の確保等 (2)</li> <li>・ 検印の押印 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な検査時間の確保 (13)</li> <li>・ と畜検査員の負担軽減 (2)</li> </ul>
頭部 検査	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査結果の記録 (4)</li> <li>・ 頭部の配置変え等検査準備 (4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な検査時間の確保 (5)</li> <li>・ と畜検査員の負担軽減 (3)</li> </ul>
枝肉 検査	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検印の押印 (25)</li> <li>・ 検査結果の記録 (5)</li> <li>・ 枝肉の配置変え等検査準備 (5)</li> <li>・ 疾病部位の除去 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な検査時間の確保 (17)</li> <li>・ と畜検査員の負担軽減 (7)</li> <li>・ 配置すると畜検査員の削減 (6)</li> </ul>

(2) と畜検査（精密検査）について

調査対象である 78 自治体のうち、精密検査の効率的な実施のために検査手技部分を食肉衛生検査所以外の検査室で実施していると回答したのは 6 自治体、検査手技部分を臨床検査技師など、と畜検査員以外の者が実施していると回答したのは 20 自治体で、計 19 自治体が、食肉衛生検査所内・外において検査の一部をと畜検査員以外の者によって行う取組を実施していた。

また、上記以外の精密検査を円滑にするための取組を実施していると回答したのは 3 自治体であった。精密検査の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

<精密検査にかかる取組について>

取組	自治体数	具体的な業務内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
食肉衛生検査所以外の検査室の活用	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生研究所で病理検査や理化学検査（動物用医薬品、農薬）微生物検査（病原体の同定）を実施（5）</li> <li>・ 家畜保健衛生所で T S E スクリーニング検査等を実施（2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の業務に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減（3）</li> <li>・ 新規機器等の導入や管理費の削減（2）</li> <li>・ 他部署の高度機器を用いることによる正確な診断の一助（1）</li> </ul>
と畜検査員以外の者が実施	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床検査技師や薬剤師、試験検査業務従事職員が検査の一部又は全部を実施（8）</li> <li>・ 検査補助員としての試験検査従事経験を有する職員の雇用等を実施（7）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の業務に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減（10）</li> <li>・ 臨床検査技師等検査実施者から新たな技術を習得するなど検査体制の充実（3）</li> </ul>
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査機器の洗浄や培地作成等検査準備（2）</li> <li>・ 検査結果等の入力（1）</li> <li>・ と畜場から検査室までの検体搬送（1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ と畜検査員の業務負担の軽減（3）</li> </ul>

(3) 衛生監視指導（例：外部検証）について

調査対象である 78 自治体のうち、衛生監視指導の効率的な実施のために、I O T を利用している自治体はなかったが、1 自治体が外部検証業務へのタブレット導入について令和 4 年度予算で要求していた。

補助者の導入については、2 自治体に取り組んでいた。

微生物試験など試験の検査手技部分を臨床検査技師などと畜検査員以外の者が実施する取組については、13 自治体を実施していた。

さらに、試験に使用する培地の作製や器具の洗浄等を臨床検査技師が行うことで、と畜検査員の業務負担を軽減することに、1 自治体に取り組んでいた。

衛生監視指導の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

<衛生監視指導にかかる取組について>

取組	自治体数	具体的な業務内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
補助者の導入	2	<ul style="list-style-type: none"><li>衛生監視における指導補助や記録、集計等（1）</li><li>微生物検査におけるコロニー数のカウント（1）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>検査手技にかけていた時間を他の業務に使えるようになった（1）</li></ul>
と畜検査員以外の者が実施	13	<ul style="list-style-type: none"><li>臨床検査技師や薬剤師が検査の一部または全部を実施（6）</li><li>登録検査機関や衛生研究所職員が微生物検査や理化学検査の一部を実施（4）</li><li>試験検査従事経験を有する職員や事務職が検体採取の補助等を実施（3）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>他の業務（輸出業務等）に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減（12）</li></ul>
その他	1	<ul style="list-style-type: none"><li>検査機器の洗浄や培地作成等検査準備（1）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>と畜検査員の業務負担の軽減（1）</li></ul>

## 2. 公衆衛生獣医師の確保のための取組について

### (1) 獣医師の採用活動について

調査対象であると畜場を所管する 78 自治体のうち、獣医師の採用活動の対象について、公衆衛生獣医師のみを対象として実施していたのは 24 自治体であり、家畜衛生獣医師も含めた獣医師を対象として実施していたのは 53 自治体であった。1 自治体は無回答であった。

### (2) 採用活動における効果のあった取組について

効果のあった採用活動の具体的な取組とその回答自治体数などは以下の表のとおりであった。

<表：効果のあった採用活動の具体的な取組等について>

取組	取組効果があったと回答した自治体数	取組自治体数(参考)※	代表的な具体的効果 ( )内は回答自治体数	代表的な効果を期待して工夫した点 ( )内は回答自治体数
インターンシップ制度	33	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者が採用試験を受験し職員となる等受験者の増加につながった(28)</li> <li>・職場を知ってもらうことや自治体のPRになった(5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務研修を増やす、公衆衛生と家畜衛生を盛り込む等カリキュラムを工夫(9)</li> <li>・旅費宿泊費等費用の補助(5)</li> </ul>
奨学金制度	17	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生や採用者の確保(17)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を通じた制度周知や高校生を周知対象とした(4)</li> <li>・貸与額の増額(2)</li> </ul>
初任給等調整制度	20	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与面の観点で受験生が自治体に興味をもった(9)</li> <li>・受験者数の増加(7)</li> <li>・職員の処遇改善(4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体と比較した支給額の増額や支給期間の延長(7)</li> </ul>
採用試験日の複数設定	26	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との併願や既卒者の受験等受験者数が増加し、採用に繋がった(19)</li> <li>・年度途中の採用が可能(7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者の希望日に合わせて試験日を設定等随時開催(7)</li> </ul>
採用試験実施会場の県外設置	21	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏への設置等受験生の利便性の向上により受験者数が増加(21)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都などの主要都市で実施(6)</li> <li>・面接をオンラインで実施(1)</li> <li>・受験者の居住地で実施(1)</li> </ul>

採用説明会の開催	37		<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会出席者の受験者数や採用者数が増加(19)</li> <li>・業務内容や自治体に興味を持つ学生が増えたこと(16)</li> <li>・採用に役立つ奨学金制度等の紹介等広報(2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン開催や獣医系大学での就職説明会への参加(8)</li> <li>・使用するスライドや資料、配布物に具体的な勤務状況や観光情報を盛り込む等媒体の充実(5)</li> <li>・具体的な業務説明となるよう現役獣医師を説明者とする(2)</li> </ul>
V P c a m p を通じた実習等の受入	25		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生や採用者の確保(17)</li> <li>・業務内容や地理的な執務環境を知ってもらえることその他、ミスマッチ防止に繋がる(8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務研修を増やす、公衆衛生と家畜衛生を盛り込む等カリキュラムを工夫(7)</li> <li>・業務内容紹介ハンドブックの作成やV P c a m p のHPに募集用動画を掲載する等媒体の充実(2)</li> </ul>
関心のある学生への個別働きかけ	15		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生や採用者の確保(10)</li> <li>・学生のニーズにあわせた対応が可能(3)</li> <li>・自治体のPRがしやすい(2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートでの体制を整備(6)</li> <li>・空き教室の利用等要望に応えた個別訪問(4)</li> </ul>
獣医系大学での講義等	5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医学生の関心向上につながるインターンシップ制度への申込みや採用につながった(5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が接しやすいように若手職員を講師とした(2)</li> <li>・業務内容と法律を絡めて説明し、想像しやすいようにした(1)</li> </ul>
受験資格等の見直し	5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験生や採用者の確保(5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格年齢の引き上げ(3)</li> <li>・教養試験の廃止等試験種目の見直し(2)</li> </ul>

※令和3年12月28日付け薬生食監発1228第2号の参考「令和3年8月16日付け衛生食監発0816第4号「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(依頼)」アンケート集計結果」より抜粋。

(3) 採用後の効果のあった取組について

採用後の具体的な取組とその回答自治体数などは以下の表のとおりであった。

<効果のあった採用後の具体的な取組等について>

取組	取組効果があったと回答した自治体数	代表的な具体的効果 ( )内は回答自治体数	代表的な効果を期待して工夫した点 ( )内は回答自治体数
学位取得の支援	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究に興味をもつ学生の確保 (1)</li> <li>・ 公衆衛生分野のほか家畜衛生分野で学位を取得 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位取得のために、大学へ通学できる所属への配属 (1)</li> <li>・ 自己啓発等のための休業制度を設けている (1)</li> </ul>
研修機会(庁内外)の提供	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査業務や知識等職員のスキルやモチベーション向上 (21)</li> <li>・ 職員交流による他分野の知見習得や人脈形成 (3)</li> <li>・ 研修機会が採用や離職防止に繋がっている (2)</li> <li>・ 公務員獣医師としての魅力向上 (2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修等への参加が負担とならないよう、業務分担や業務量を配慮 (1)</li> <li>・ と畜検査結果等の症例検討会を毎年開催し、大学から講師を招き、助言をいただいている (1)</li> <li>・ 海外研修も可能としている (1)</li> <li>・ 対米認定施設勤務の職員の実務に直結させるため、EU視察研修を実施 (1)</li> </ul>
人事交流(畜産分野や厚生労働省等)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の意識向上や獣医師職員間の交流の活性化 (3)</li> </ul>	



### 3. 公衆衛生獣医師の確保ができていない自治体における取組について

令和3年12月28日付け薬生食監発1228第2号の別紙において、公衆衛生獣医師の確保ができていない自治体として取り上げた自治体について、その確保のために工夫した点は以下のとおりであった。

#### (1) 公衆衛生獣医師数が増加傾向にある自治体Bについて

自治体Bの採用活動において、効果のあった取組は「インターンシップ制度」、「奨学金制度」、「初任給等調整制度」、「採用試験日の複数設定」、「採用説明会の開催」及び「関心のある学生への個別働きかけ」であった。

各取組の効果を期待して工夫した点は以下のとおりであった。

- ・インターンシップ制度：宿泊費の助成。本自治体出身の学生に対しては旅費も助成。
- ・奨学金制度：確実に本自治体への就職を促すため、貸与者に対し年1回以上のウェブ面談等を実施し、学生の疑問等に対応。
- ・初任給等調整制度：他自治体の支給額を適宜確認し、増額&支給期間延長の見直しを実施。
- ・採用試験日の複数設定：学生から就職希望の情報があれば、都度試験日を設定。
- ・採用説明会の開催：業務内容資料をわかりやすく作成。

観光情報などもセットにし、本自治体の魅力をアピール。

- ・関心のある学生への個別の働きかけ：ウェブも活用し、学生が参加しやすい体制で対応。

また、上記取組の他、ウェブによるインターンシップや少人数かつ学生のニーズに併せたインターンシップの実施や獣医師確保対策や本自治体内獣医師職場の情報発信の強化、獣医師確保対策の一環としての獣医系大学との獣医師育成に係る協定の締結、中高生向けの出前事業の実施などにも取り組んでいた。

#### (2) 50歳代の割合が小さい自治体E及びFについて

##### ア 自治体Eについて

自治体Eの採用活動について、効果のあった取組は「インターンシップ制度」、「奨学金制度」、「初任給等調整制度」、「採用試験日の複数設定」及び「関心のある学生への個別働きかけ」であった。

各取組の効果を期待して工夫した点は以下のとおりであった。

- ・インターンシップ制度：旅費の全額支給。
- ・関心のある学生への個別働きかけ：リモートによる個別対応。

また、採用後における効果のあった取組は「庁内外の研修機会の提供」及び「他部署との人事交流」であった。

##### イ 自治体Fについて

自治体Fの採用活動において、効果のあった取組は「インターンシップ制度」、「奨学金制度」、「初任給等調整制度」、「採用説明会の開催」及び「複数の獣医系大学での大学講義の実施」であった。

各取組の効果を期待して工夫した点は、インターンシップ制度における旅費、宿泊費の補助であった。

また、採用後における効果のあった取組は「庁内外の研修機会の提供」であった。

(3) 継続的に獣医師を数名採用できている自治体 I 及び J について

ア 自治体 I について

自治体 I の採用活動において、効果のあった取組は「インターンシップ制度」、「初任給等調整制度」、「採用説明会の実施」「V P c a m p を通じた実習等の受入」「関心のある学生への個別働きかけ」及び「職務経験者採用制度の導入」であった。

また、採用後における効果のあった取組は「庁内外の研修機会の提供」であった。

イ 自治体 J について

自治体 J の採用活動において、効果のあった取組は「インターンシップ制度」、「奨学金制度」、「初任給等調整制度」、「採用試験日の複数設定」、「採用試験実施会場の県外設置」、「採用説明会の開催」、「V P c a m p を通じた実習等の受入」及び「関心のある学生への個別の働きかけ」であった。